

埼玉県指定 診療・検査医療機関の指定申請のお願い (国名称：外来対応医療機関)

1 診療・検査医療機関とは

現在、1,800を超える医療機関を指定・公表！

埼玉県では、発熱患者が迷わず、身近な診療所等で診療・検査が受けられるよう、新型コロナウイルス感染症などの診療・検査に対応できる医療機関を「埼玉県指定 診療・検査医療機関」(国名称：外来対応医療機関)として指定・公表しております。

2 診療報酬上の措置について

(1) 診療・検査医療機関で外来診療を実施した場合の加算

①受入患者を限定しない 外来対応医療機関 ※(または8月末までに限定しない形に移行)として公表しているもので、必要な感染予防策を実施 ※県では、「埼玉県指定 診療・検査医療機関」として公表しています。	院内トリージ実施料 300点
①に該当せず、必要な感染予防策を実施	B000の2に規定する特定疾患療養管理料「許可病床数が100床未満の病院の場合」の点数として 147点

(2) 外来感染対策向上加算に関する施設基準への適合

外来感染対策向上加算	6点(患者1人につき月1回)
------------	----------------

- 受入患者を限定しない診療・検査医療機関として「埼玉県指定診療・検査医療機関検索システム」に掲載されることにより、「外来感染対策向上加算」等の主な施設基準のうち、「新興感染症の発生時等に、都道府県等の要請を受けて発熱患者の外来診療等を実施する体制を有し、そのことについて自治体のホームページにより公開していること。」を満たすことができます。なお、算定にあたっては、他の施設基準を満たした上で、地方厚生局への届出が必要です。

診療報酬上の措置については、厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」をご覧ください。関東信越厚生局指導監査課にお問い合わせください。

3 診療・検査医療機関に関する補助金について

- ・指定申請を新たに行う医療機関は、他の要件を満たす場合に、補助金の交付を受けることができます。概要等は同封している御案内や県のWEBページ(右のQRコード)でご確認ください。

掲載ページURL https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/koubo/setubiseibi_r5.html

外来対応医療機関設備整備事業	HEPAフィルター付き空気清浄機等設備購入費等の補助
外来対応医療機関確保事業	新たに必要となる初度設備の補助(上限50万円)



【補助金に関するお問い合わせ先】 確保事業受付事務局 TEL 050-3623-2498

4 抗原定性検査キットの配布について(県在庫限り)

上限600個※1

- ・診療・検査医療機関の指定申請を新たに行う医療機関には、希望がある場合、県から抗原定性検査キット※2を配布します。
- ・県からの配布した検査キットは①有症状者への配布、②自院での診療への緊急的使用、③自院での集中的検査、に使用することができます。詳細については指定申請後に御連絡します。

※1 配布数は受入患者の区分が「かかりつけ患者のみ」で指定申請する場合300個が上限
また、現在在庫僅少のため、ご希望に添えない場合がございます。

※2 配布キットは、SARS-CoV-2 ラピッド抗原テスト(製造販売元:ロシュ・ダイアグノスティクス(株))を予定

5 指定の要件について

指定の要件は次のとおりです。

- ・公表への同意(「埼玉県指定 診療・検査医療機関検索システム」等により公表)
- ・受診者数等についてG-MISに必要な情報の入力を行うこと

※G-MIS未登録の場合、ログインするために必要なID等は指定登録後に厚生労働省から発行されます。

6 指定申請の方法について

県のWEBページ(右のQRコード)で診療・検査医療機関への指定申請についての手続き方法の御確認をお願いします。

掲載ページURL <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0701/corona-sitei/top.html>



埼玉県 診療・検査医療機関 指定 検索



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」